

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定された海老名市指定重要文化財（以下「市指定重要文化財」という。）等の保存と活用を図り、市民の郷土に対する理解を深めると共に、市民の文化の向上及び発展に資するため、文化財の保存管理等に関する事業を行う者に対する補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市指定重要文化財、国指定重要文化財等（文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定による指定を受けた文化財）又は県指定文化財等（神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財）の所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はこれに準ずる公的団体が所有者又は管理者である場合
- (2) 所有者又は管理者が入場料などを徴収している場合
- (3) 保持者又は保持団体が複数で団体を構成し、文化財の保存活用に関する市の補助金の交付を受けている場合

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、文化財の管理、修理又は復旧のために多額の費用を要し、文化財の所有者、管理責任者、保持者又は保持団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合で次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名

勝又は市指定天然記念物の保存管理、修理又は復旧事業で別表に定めるもの

(2) 市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名

勝又は市指定天然記念物の通常の維持管理に係る事業で別表に定めるもの

(3) 市指定重要無形文化財、市指定重要無形民俗文化財の記録保存作成、伝承者の養成及び公開に係る事業で別表に定めるもの

(4) 国指定重要文化財、県指定重要文化財、県指定有形民俗文化財、県指定無形民俗文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の保存修理等事業で別表に定めるもの
(補助金の額等)

第4条 補助金の補助率及び限度額は、別表に掲げる基準によるものとし、予算で定める額とする。

(補助条件)

第5条 管理者は、法、県条例及び条例に定められた事項を遵守し、指定された文化財を保存管理しなければならない。

(書類の整備)

第6条 補助を受ける事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の収入及び支出に係る書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了する日の属する会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(補助金交付の要望)

第7条 補助金の交付を要望しようとする者は、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要望書（第1号様式）に事業計画案及び予算案を添付し、原則として補助金の交付を受けようとする年度の前年度の9月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第2号の規定による事業については提出を要しない。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付申請書（第2号様式）に、次の書類を添えて行うものとする。

(1) 事業計画書とその事業効果のわかる書類

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期日は、市長が定めるものとする。

(補助事業の中止、廃止又は変更)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、廃止し、又は変更するときは、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金変更承認申請書（第3号様式）に中止し、廃止し、又は変更する事由のわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第10条 市長は、規則第8条に規定する補助金の交付決定通知について、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条による通知を受けた者は、市長の指示に従い請求するものとする。

(補助事業の事情変更による決定通知)

第12条 市長は、規則第10条第2項に規定する交付決定の取消し等の通知について、海老名市指定重要文化財保存管理等補助金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、この要綱による補助金の交付を受けた事業完了日又は会計年度終了日のいずれか早い日から20日以内に、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金実績報告書（第6号様式）に、次の書類を添えて行うものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知する。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は令和2年9月30日から施行する。

（令和2年9月30日から令和3年3月31日までの補助率及び限度額の特例）

2 令和2年9月30日から令和3年3月31日までの補助率及び限度額については、別表第4号中「国、県の補助額」とあるのは「国、県の補助額（国の補助額にあっては令和2年7月2日文化庁長官裁定「新型コロナウイルス感染症の影響による収入額の減少に係る文化財補助金の補助率について」に基づき特に必要と認められる場合の補助率により加算した額を控除した額）」と読み替えるものとする。

《平成11年4月1日・制定》

《平成22年4月1日・改正》

《平成25年4月1日・改正》

《平成31年4月1日・改正》

《令和 2年9月30日・改正》

別表（第3条、第4条関係）

補助対象事業			補助率及び限度額
(1) 市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物の保存管理、修理又は復旧事業	保存管理事業	・有形文化財又は有形民俗文化財専用の収蔵庫、防犯設備設置 ・防蟻・防虫 ・天然記念物の保護増殖 ・防火、避雷設備設置（有形文化財の建造物又は有形民俗文化財の家屋に設置する場合のみ）	補助対象経費が50万円以上の事業に対し、補助対象経費の2分の1以内。ただし、150万円を限度とする。
	修理事業	解体修理、部分修理（剥落、腐蝕防除を含む。）	
	復旧事業	地震、暴風雨、火災等の災害に伴う復旧工事	
(2) 市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物の通常の維持管理に係る事業	看守、清掃、案内、公開、災害対策及び軽微な補修にかかる事業		1件につき2万円以内。ただし、複数の文化財を群として指定したものについては1件とする。
(3) 市指定重要無形文化財、市指定重要無形民俗文化財の記録保存作成、伝承者の養成及び公開に係る事業	記録保存作成事業	文書、写真、映像、採譜等による記録の作成	1件につき20万円以内
	伝承者の養成事業	実技指導及び講習会等の開催	
	公開事業	自主的な公演の開催	
(4) 国指定重要文化財、県指定重要文化財、県指定有形民俗文化財、県指定無形民俗文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の保存修理等事業	対象文化財の管理、修理又は復旧のため実施する事業で、国又は県の補助事業として交付決定された事業		補助対象経費の6分の1又は補助対象経費から国、県の補助額を控除した額の3分の1のいずれか少ない額。ただし、150万円を限度とする。